

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月16日

竹富町長 前泊 正人

竹富町告示第54号

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、厳しい経済状況におかれている漁業者の経営体力を再生するため、漁業に関する設備等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。その交付については、竹富町助成金等交付規則(昭和56年竹富町規則第4号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、漁船原簿に主たる根拠地が竹富町で登録されている漁船の使用であり、専ら漁業に従事している竹富町に住所を有する者であること。

(助成対象の設備等の種類と助成金の額)

第3条 助成の対象は次の各号に掲げるものとし、助成の額は設備等購入費及び設置工事費に10分の8を乗じた額として、原則一人当たり50万円を上限とする。また、千円未満は切り捨てるものとする。ただし次の(4)で指定する他事業で購入した設備については、当事業の助成金との差額分を助成するものとする。

- (1) 漁網等の漁業で使用する漁具
- (2) 陸上養殖等に関する設備
- (3) 漁業に使用する製氷機及び冷凍設備
- (4) 竹富町漁業振興設備導入事業又は竹富町漁業振興軽石対策事業で購入した設備
- (5) その他漁業に関するもので町長が認めたもの

(助成金の交付条件)

第4条 助成金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 設備を購入する際には見積もりを取得すること
- (2) 設置後3年間は適切な維持・管理を行い、毎年度末に報告書を提出すること
- (3) 竹富町に居住する漁業者であり、専ら漁業に従事していること
- (4) その他交付決定の際に付した条件を遵守すること

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付申請をしようとする者は、竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 購入予定の設備等の見積もりの写し(設置工事を含む場合は工事費も含める)
- (2) 設備等の設置予定図及び設備等を利用する船舶の写真
- (3) 設置後に適切な維持・管理を行う旨の誓約書(第2号様式)
- (4) 船舶検査証書の写し
- (5) 水揚証明、市場の仕切り書等の漁業を営んでることが確認できる書類又はその写し
- (6) 義務履行確認書
- (7) 第3条の(4)にあたる場合は助成額がわかる資料の写し

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該助成金の交付の申請をしたものに通知する。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、申請時に提出した資料に沿って事業を行い、その実績を竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金実績報告書（第3号様式）に次の書類を添えて町長に報告すること。

- (1) 導入した設備等の領収書等の写し
- (2) 設備等及び設置状態等の現況がわかる写真
- (3) 第3条の(4)にあたる場合は助成額がわかる資料の写し

(助成金の確定)

第8条 町長は、助成金の実績報告があったときは、当該報告書に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の内容を調査し、交付額を確定する。また、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該助成金の交付の申請をしたものに速やかに通知する。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、助成金の確定通知に基づき竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金交付請求書（第4号様式）に次の書類を添えて請求すること。

- (1) 振込指定口座の通帳等の写し

(利用状況の報告)

第10条 申請者は、事業完了の日が属する年度の翌年から3年間、毎年度末までに当該事業で導入した設備等の利用状況を竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金事業利用状況報告書（第5号様式）に次の書類を添えて町長に報告すること。

- (1) 設置した設備等の状態等、現時点の設置個所の写真

(変更申請)

第11条 申請者は、同事業で導入しようとする又は導入した設備等の設置場所、用途等を変更する場合、竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金事業変更申請書（第6号様式）に次の書類を添えて町長に提出し、許可を得ること。

- (1) 変更しようとする内容がわかる資料
- (2) 設置する場所又は設置した設備等の状態等、現時点の状況がわかる写真

(助成金の返還)

第12条 町長は、助成金を受けようとする者が、次の号のいずれかに該当するものと認めるときは、助成金の交付決定の取消し又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請等、不当な手段により助成金交付を受けたとき。
- (2) 竹富町助成金等交付規則に定めるほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1. この要綱は交付の日から施行する。

(有効期限)

2. この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第5条関係）

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金交付申請書

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所
氏名 印
電話番号

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金の交付を受けたいので、同助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 対象となる設備を利用する船舶

漁船番号 _____

2 導入する設備等

設備等の名称	設置場所（住所等）

3 経費の配分

事業名	事業費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
竹富町水産業流通改善及び経営体力再生事業				

4 その他必要書類

- (1) 購入予定の設備等の見積りの写し又は他事業の助成額がわかる資料
- (2) 設備等の設置予定図及び設備等を利用する船舶の写真
- (3) 船舶検査証書の写し (4) 誓約書 (5) 義務履行確認書

第2号様式（第5条関係）

誓約書

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所
氏名

印

- 1 私は、助成金対象となる設備等を導入し、設置後の3年間については、適切な維持・管理を行うことを誓います。
- 2 私は、導入した設備を目的外のことに使用しないことを誓います。

第3号様式（第7条関係）

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金実績報告書

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所
氏名 印
電話番号

次のとおり事業を実施したので、竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

1 対象となる設備を利用する船舶

漁船番号 _____

2 導入した設備等

設備等の名称	設置場所（住所等）

3 経費の配分

事業名	事業費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
竹富町水産業流通改善及び経営体力再生事業				

4 その他必要書類

- (1) 導入した設備等の領収書等の写し又は他事業の助成額がわかる資料
- (2) 設備等の設置状態等の現況がわかる写真

第4号様式（第9条関係）

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金交付請求書

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所
氏名 印
電話番号

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生事業助成金交付要綱第9条の規定により請求します。

1 竹富町漁業振興軽石対策事業補助金の交付決定及び確定

年 月 日付竹富町指令第 号で補助金交付決定
年 月 日付竹富町達第 号で補助金確定

2 請求額

補助金総額	円
今回請求額	円
差引残高	円

（ただし、竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金として）

3 振込先

金融機関名	銀行・信金 本店 農協・信組 支店 ()
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ()
口座番号	
フリカ`ナ	
口座名義	

（注）振込み指定口座は、申請者本人が口座名義人になっていることに限ります。
通帳の写しも添付願います。

第5号様式（第10条関係）

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金事業利用状況報告書

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所

氏名

印

電話番号

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生事業助成金事業で実施した下記事業について、同
事業交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

1 導入した設備等の管理状況（設備等の状態、現時点の写真を添付）

2 その他（設置当時からの変更等）

第6号様式（第11条関係）

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生助成金事業変更申請書

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所

氏名

印

電話番号

竹富町水産業流通改善及び経営体力再生事業助成金事業で実施する又は実施した事業について、同事業交付要綱第11条の規定により、下記のとおり変更を申請します。

1 事業を変更する理由（見積書、配置図等の変更内容がわかる資料を添付）

2 その他（設置場所の変更の場合は新しい設置場所の住所等）